# 意　見　書

平成２１年 2月 １２日

岡山市長　高 谷　茂 男　様

意見提出者　住　所　岡山市御津紙工 2744－1（事務局）

氏　名　御津のみどりと清流を守る会

会長　岡山 良雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条第６項の規定により、次の施設の設置に関する生活環境の保全上の見地から意見書を提出します。

**産業廃棄物処理施設の設置許可申請者の名称及び施設の種類**

申 請 者　　株式会社　西日本アチューマットクリーン

施 設　　管理型産業廃棄物最終処分場 及び

産業廃棄物焼却施設と中間処理施設

事業計画地　岡山県岡山市御津虎倉字笹目

# 生活環境保全上の見地からの意見

　我々は、８年以上にわたり、今処分場計画に対して反対の意思を示してきました。これに対する業者側の返答は、「処分場計画の白紙撤回はありえない」ということでした。岡山市での手続きも進み、専門家委員会での本申請計画書の検討が行われようとしています。我々は、安心して暮らせる緑豊かな地域を守るためにも、今計画には、絶対反対です。

　岡山市の将来像を示した「岡山市都市ビジョン」には、「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市おかやま」とあり、豊かな水と深い緑という岡山の持つ特性をいかし、そこに暮らす人々が美しく心輝いていく都市を創造していくことが掲げられています。今処分場計画では、希少動植物が、生育・生息する約１０ｈａの山林を切り開いて、大規模な埋め立て処分場を作り、２４時間稼動の焼却施設を設置することになっています。このような計画は、岡山市の政策と相反するものであると言えます。

　これまで、業者は、こちらが計画の問題点を指摘する度に計画の変更を行ってきました。しかし、本来、この業者が、安全な処分場の建設が行えるのなら、素人の我々から、計画の問題点を指摘されるようなことは、なかったと考えます。この事からも、「この業者には、安全な処分場の建設・管理は行えない」と言えます。市民の安心・安全な暮しを守ることが、市長の大きな務めですから、岡山市長としましても、今計画の許可・不許可の判断をするにあたり「管理型処分場という危険な施設を、この業者が安全に建設・管理する能力があるのか」ということを大きな判断基準としていただきたい。

　今回、我々は、新たに今計画の問題点をまとめました。これらの問題点は、岡山市が、今処分場建設不許可の判断をする大きな材料となるはずです。

　岡山市としましても、これらの問題点について十分に検討を行って、是非とも今処分場建設不許可の判断をしていただきたいと思います。

　もし、岡山市が、許可判断をされる場合は、これらの問題点についての岡山市としての見解を示していただきたいと思います。十分な検討もされないまま、許可された場合は、我々としても、「岡山市に対しての行政裁判を検討しなければならない」と考えております。また、岡山市住民の意見を無視して、岡山市が今処分場計画に許可を出した後、この施設で何らかの問題が起きた場合は、許可判断を下した、岡山市長、副市長、環境局長の責任を追及していくことも、検討していきます。

以下に、今処分場計画の問題点を指摘していきます。

# 今処分場が上水道取水井の上流に計画されている点

我々、地元住民が、一番問題としているのが、上水道取水井が処分場下流、約６.７ｋｍの所にあるということです。（ 計画位置図 参照）もちろん、処分場から出る水も、ここに流れ込みます。

そして、「埋立地の浸出水には、有害物質が含まれる」というのが、最も問題視している点です。このことは、業者側も当然、認めていますので、今回の施設では、浸出水の処理水は、すべて焼却施設の排気冷却水として気化させるという、無放流方式が採用されています。

遮水シートの破損や、浸出液調整池の損傷などにより、有害物質を含む浸出水が、処分場から流れ出た場合、下流域の住民に甚大な被害を及ぼすことが考えられます。

御津紙工浄水場は、地下水を汲み上げて、水道水を作っています。地下水といっても、河川から約２０ｍの地点の極浅い地下水を利用していますので、河川に有害物質が含まれた場合、地下水にも浸透していきます。夏場など河川の水量が減ったときには、有害物質の濃度が、かなり高くなることが考えられます。一度、地下水が汚染されると、浄化するのは、非常に困難です。

また、処分場下流の河川や井戸水は、農業用水としても利用されています。この水が、汚染された場合、農作物は取引停止に追い込まれることが予想されます。土壌に有害物質が蓄積された場合は、農地の使用もできなくなってしまいます。さらに、このような問題が報道されると風評被害により、御津という産地の農産物は、全く売れなくなることが考えられます。

もし、このようなことになった場合、処分場の操業停止は、もちろんですが、業者が、我々に対して、すべて賠償してくれるのでしょうか？

それができない場合は、岡山市が、管理責任を負うべきだと考えます。岡山市としましても、今計画の許可を下ろすならば、それなりの覚悟はしていただきたいと思います。

# 希少動植物に与える影響について

今処分場計画予定地周辺には、多数の希少動植物の生育・生息が確認されています。希少植物としては、エビネ、ヤブイバラ、キンラン、ナツアサドリが確認されています。また、希少動物としましては、哺乳類では、テン、鳥類では、フクロウ、サシバ、ツミ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、両生類では、トノサマガエル、タゴガエル、シュレーゲルアオガエル、昆虫類では、クツワムシ、コオイムシ、オオムラサキ、ニシカワトンボ、ハグロトンボ、が確認されています。

このような貴重な自然の残るこの地域に、大規模な埋め立て処分場を作り、高さ４０ｍの煙突から、２４時間どのような有害物質が含まれるか分からないような排ガスとＣＯ2が毎日、排出される施設が建設されるのです。業者は、希少動植物の保護措置として、移植や、代替林の育成を行うとしていますが、今ある環境を壊してしまえば、決して元通りにはなりません。多くの生物達が、他に追いやられ、環境の変化に対応できない者は、消えて行ってしまうでしょう。我々が、後世に残していくべきものは、この貴重な自然環境であり、ゴミの山ではありません。

我々は、以前から、大野川の自然を守る活動を行ってきました。大野川の清掃を行い、「ホタルの里」として貴重な自然を大切にしてきました。多くの方に、この地域の自然の大切さを知っていただくために、地元の方の協力により、ホタル祭を７年前から毎年、行っています。手作りのお祭ですが、多くの方に楽しんでいただいています。この貴重な自然があるからこそできるのであり、処分場が建設されてしまえば、どのように変わっていくのか想像もできません。我々が安心して暮らせる環境を守ることが、他の生物達との共生に繋がっていくと思います。岡山市としましても、今後の政策として、自然との共生や岡山市を環境先進都市としていくことを掲げています。また、資源循環社会の構築についても積極的に進めていくことを明言されています。我々の活動と業者の計画のどちらが、岡山市の政策に合致しているのかは、言うまでもない事です。岡山市長におかれましては、是非とも、岡山市の政策に沿った判断をしていただきたいと思います。

（ 岡山市都市ビジョンの一部抜粋を参照 ）

# 遮水シートの耐久性

今計画の遮水工としては、1.5mmの高密度ポリエチレンシートを２重に敷くことになっています。しかし、他の管理型処分場でも、施工ミスやシートの劣化により、浸出水が漏れ出す事例が、いくつも報告されています。　（ 遮水工破損事例 参照 ）

また、遮水シートには、耐用年数があるということが、大きな問題です。管理型最終処分場には、有害物質を含むものが、多く埋められます。これらのゴミは、決して無くなる事はありません。一度埋められてしまえば、永久に負の遺産として残ってしまいます。遮水シートに耐用年数があるということは、いつかは破損するという事です。

いつ有害物質が漏れ出すかも分からないような場所に、危険な廃棄物を埋めることは、到底、許すことはできません。

# 最終処分場の管理について

また、民間産廃処分場では、施設の維持管理や異常についての報告は、すべて業者自身が行うことになっています。報告すれば、業務停止になるような異常を業者が自分で報告するのでしょうか？　誰が考えても、そのような報告はするはずがないと思います。実際、問題が起こった各地の処分場でも、ほとんどのケースにおいて、被害を受けている住民が、裁判を起こさない限り、施設の補修や改善は行われていません。住民側が処分場による問題が起こっていることを施設の許可を下ろした行政に訴えたとしても、なかなか認めてもらえないというのが現状です。このようなことが起こらないためにも、行政と地元住民を含めた第３者機関による、処分場の監視と周辺環境の継続的な調査が必要であると考えます。もし、業者が不正な処理をしていれば、直ちに改善を求めていけば良いですし、大気や水質に異常が見られれば、原因を究明し、補修が必要であれば、早急に行うことを求めることができます。岡山市としましても、管理型最終処分場という危険な施設に許可を下ろす以上は、施設の管理方法について、十分に検討していただきたいと思います。

# 漏水検知システムについて

遮水シートが破損した場合、２枚の遮水シートの間に設置する、漏水検知システムが、異常を知らせることになっていますが、今計画では、システムの測定範囲が、７ｍＸ８ｍとなっています。漏水検知システムによる、破損箇所の特定では、誤差範囲を含めると、７ｍＸ８ｍの範囲でしか特定できません。

（ 告示縦覧書類 最終処分場計画書 設計計算書 Ｐ.153 及び Ｐ.165 参照 ）

破損箇所を特定するには、さらに移動式電極による詳細測定で、２ｍＸ２ｍに絞り込む事になっていますが、これは、埋立層が極浅い時にしか行えないと考えます。

実際６０ｃｍ以上の埋立層がある場合、内径５０ｍｍの穴を数箇所、地表面からシート近くまで掘削して電極を入れて測定するとあります。

（ 告示縦覧書類 最終処分場計画書 設計計算書 Ｐ.166 及び Ｐ.168 参照 ）

これでは、破損箇所の特定だけで、かなりの日数とコストがかかってしまいます。

このようなことをするより、最初から検知精度を上げるために、センサーと配線の密度を上げる必要があると思います。φ２～３ｍの掘削を予定しているようなので、センサーの設置は、2ｍＸ2ｍくらいが、妥当であると考えます。

他の施設でも、1ｍＸ1ｍの測定範囲にしてある所もあります。

また、地震や老朽化により漏水検知システムのセンサーや配線に故障が起こった場合、埋立が進んだ状態での補修は不可能と考えます。予備の回線をとるためにも、配線とセンサーの密度は、今の計画の数倍は必要であると考えます。

# 遮水シートの補修について

遮水シートの補修についてですが、浅い場合（約 3m以内）は、重機で掘削して修復することになっています。問題なのは、埋立が進んだ箇所（埋立層が１０～３４mくらい）で補修が行われる場合です。このような場合の補修法として、立坑掘削によりシートまで穴を掘って補修するか、ボーリングパイプに樹脂系のグラウトを注入して補修する方法が示されています。

立坑掘削は、補修までの日数と費用が、かかり過ぎると考えます。このことは、業者側も認めていますので、グラウト注入法を基本的に採用するようです。

（ 西日本アチューマットクリーン社からの回答書 P.1 参照 ）

しかし、グラウト注入法については、問題点もあると考えます。破損箇所の状態が、直接分からないという点が一つです。大きな破損が生じていた場合、グラウトが、遮水シート間に流れ込むことも考えられます。この場合、漏水検知システムに影響を与える他、遮水シート間で集水を行うモニタリング管にも影響があると考えます。また、水分を多く含む遮水シート付近の土壌で、グラウトがシート表面にうまく拡散して補修できるのかという事も大きな疑問点です。

もし、グラウト注入法により、完全な補修ができなかった場合は、立坑掘削により、直接補修することになってしまいます。最悪の場合、補修期間は、１ヶ月以上かかることになります。

（ 西日本アチューマットクリーン社からの回答書 P.2 及び P.3 参照 ）

# 溶融不適物について

今計画では、焼却炉から出る不燃物を灰溶融炉で処理する事になっていますが、この間に溶融前処理として、溶融不適物を取り除くことになっています。しかし、この選別法は、磁選機で鉄を分別し、バースクリーンという鉄柵により、３０mmより大きい燃え殻や、クリンカ（灰が固まったもの）等を取り除くという方法です。これは、ただ網をくぐらせて選別するという単純なものです。

（ 西日本アチューマットクリーン社からの回答書 Ｐ.5 参照 ）

今計画の焼却炉では、廃油・廃酸・廃アルカリ・医療系廃棄物・シュレッダーダスト等重金属や有害物質を含む産廃を焼却処理します。ここで問題となるのが、重金属や有害物質がどこに出てくるかということです。焼却炉の温度は、８５０℃以上で管理されます。この温度で、溶融する重金属は、鉛、亜鉛、スズ、アンチモン 等です。また、固体のままなのは、鉄、銅、クロム、マンガン、ニッケル、モリブデン、タングステン 等があります。これら重金属は、過剰に摂取すれば、人体に害のあるものばかりです。また、化合物によっては、非常に毒性の強いものも多くあります。焼却炉から出てくる燃え殻（不燃物）には、このような有害物質が多く含まれ、これらが混在しています。溶融して燃え殻に付着したり、クリンカ内に混入したり、どこに含まれるかの特定は不可能です。今処分場では、これらを分別し、溶融不適物として、そのまま埋立処理することになっています。焼却処理により濃縮された有害物質は、環境基準を満たさないものも含まれると考えます。このような処理は不適切であり、有害物質の分別ができないのであれば、すべて灰溶融炉で処理するべきです。

# 埋立処分場閉鎖から廃止までの管理について

今処分場の埋立予定期間は、２０年となっています。しかし、その後も最終処分場から発生する保有水が水質目標値を満たすまでは、廃止はされません。処分場閉鎖後も、約１０年間、浸出液処理設備で処理をし、焼却施設で排ガス冷却用水として蒸散させることになっています。今計画書の処分場閉鎖後から廃止までの維持管理では、漏水検知システムによる破損箇所の点検が、年４回と記されています。浸出液が、水質目標値を満たす以前に、遮水シートからの漏水が起これば、有害物質が処分場外に漏れ出してしまいます。処分場の稼動年数が長くなる程、老朽化による遮水シートの破損の危険性は増大していきます。漏水検知システムを使っている以上は、廃止まで、常時監視していくことが当然、必要であると考えます。

（ 告示縦覧書類 最終処分場計画書 埋立処分計画書 Ｐ.3 参照 ）

# 遮水工破損事例

１９８５年　東京都八王子市戸吹処分場

１９９２年　東京都西多摩郡日の出町谷戸沢処分場

１９９３年　千葉県銚子市民間処分場

１９９４年　千葉県八千代市一般廃棄物処分場

神奈川県平塚市遠藤原処分場

神奈川県横浜市神明台処分場

１９９８年　愛知県津島市新開処分場

１９９９年　茨城県龍ヶ崎処分場

２００５年　宮崎県都城市高崎処分場

２００９年　熊本県阿蘇市黒川一般廃棄物処分場